契約 書(案)

大分県知事 佐藤 樹一郎 (以下「甲」という。) と

(以下「乙」という。)とは、タブレット型端末調達及び通信サービス等(以下「機器」という。) の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、乙がその所有する機器を甲の使用に供し、甲が使用の対価を乙に支払うことを目的とする。

(契約対象物件等)

第2条 契約対象となる機器の明細及び納入場所は、別紙1のとおりとする。

(契約期間)

第3条 契約期間は、令和7年3月1日から令和12年2月28日までとする。

(契約金額)

第4条 契約金額は、

円(うち消費税

円)とする。

(賃借料の支払い)

- 第5条 賃借料の月額は、 円 (うち消費税 円)とし、各年度ごとの支払い額は別紙2のとおりとする。ただし、解約の効果発生により、賃貸借期間の終了が月の中途となるときは、一月を30日とした日割計算(円未満切捨)によって算定する。
- 2 乙は、毎月末までに前月分賃借料を甲に請求するものとする。
- 3 甲は、乙の提出する適正な請求書を受理した日から30日以内に、当該金額を乙に支払うものとする。
- 4 タブレット型端末等購入及び初期設定等費用・新規契約事務手数料については、分割請求と する。
- 5 データ通信利用料(ISP契約含む)、タブレット型端末補償サービス利用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料については、毎月の請求とする。
- 6 賃借料の月額は月により変動せず一定とする。
- 7 消費税、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の改正が施行された場合は、変更後の税率及び料金を適用するものとする。

(管理義務)

第6条 甲は、機器を善良なる管理者の注意をもって使用し、管理しなければならない。

(通知義務)

第7条 甲は、機器について盗難、滅失、棄損等の事故が発生したときは、遅滞なく乙に通知しなければならない。

(権利の移転)

第8条 乙は、甲の書面による承諾なしに、本契約に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡、 移転、質入れしてはならない。

(保守)

- 第9条 乙は、機器の正常な運用を保持するため、万一の故障、障害に速やかに対処できるよう 専門技術を持つ保安員を確保しなければならない。
- 2 乙は、機器の故障、障害により、甲の業務の遂行に支障を生じたときは、直ちに甲の業務の 遂行に必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項の場合において、措置に要する費用は乙の負担とする。ただし、機器の故障、障害が甲 の責に帰するものであるときはこの限りではない。

(保守方法)

第10条 前条に定める措置の方法は、別に定める「保守条件書」のとおりとする。

(損害賠償)

- 第11条 乙は、自らが本契約に定める義務に違反し甲又は第三者に損害を発生させた場合、甲の算定に基づき当該損害を補償又は賠償する責任を負担するものとする。
- 2 甲は、前項に基づき乙が甲に対し賠償すべき額について、乙が協議の申し入れをした場合に は、これに応じ、乙の義務違反の程度、損害発生の態様及びその他の事情を考慮し、賠償額の 減額について協議を行うものとする。

(動産総合保険)

- 第12条 乙は、機器に対して、契約期間中継続して乙を被保険者とする動産総合保険契約を締結し、その費用を負担するものとする。
- 2 甲は、動産総合保険約款に基づく保険事故が生じたときは、直ちに乙に通知するものとする。
- 3 甲は、保険事故により保険会社から乙に支払われた保険金の限度内において、乙に対する賠償金の支払い義務を免れるものとする。

(契約の解除)

- 第13条 甲又は乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 相手方がこの契約を履行しないとき、又は履行しないおそれがあるとき。
- (2) 天災その他甲又は乙の責に帰することができない事由により、この契約を履行することができなくなったとき。
- (3) 乙が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団(同法第2条第2号 に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められた とき。
- 2 前項第1号によりこの契約を解除した場合、解除により被った損害を相手方に対し請求する ことができる。

(機器の返還)

第14条 この契約の終了又は解除による機器の返還に要する荷造り及び運送の費用は、乙が負担するものとする。

(協議)

第15条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、その 都度甲乙協議して解決するものとする。

(特約事項)

第16条 この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自それぞれ1通を 所持する。

令和 年 月 日

甲 大分県大分市大手町3-1-1 大分県知事 佐藤 樹一郎

乙 (住所)(商号または名称)(代表者氏名)

タブレット型端末調達及び通信サービス等機器明細表

(1) ハードウェア

品 名	メーカー	数量	備考
iPad Air (第6世代)	Apple	3	

(2) 付属品

品 名	メーカー	数量	備考
iPad Air (第6世代)用本体ケース		3	
iPad Air (第6世代)用画面保 護フィルム		3	

(3) 通信サービス

サービス名	仕様	数量	備考
		3	

(4)納入場所

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号 大分県総務部電子自治体推進課

別紙2

各年度ごとの支払額

年度	支 払 額	
令和7年度	(うち消費税	円 円)
令和8年度	(うち消費税	円 円)
令和9年度	(うち消費税	円 円)
令和10年度	(うち消費税	円 円)
令和11年度	(うち消費税	円 円)
合 計	(うち消費税	円 円)